

[様式7-表]

【海外】返還誓約書記載事項訂正届

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で印字訂正(変更)した内容を届け出ます。

この用紙の提出のみでは訂正(変更)はできません。必ず「返還誓約書」上でも訂正を行ってください。	記入必須欄参照	返還誓約書に印字された日付	(西暦) 年 月 日	奨学生番号									学籍番号			
		住民票(除票)に記載の国内住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-	
		フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です。※返還誓約書の本人欄の訂正は、本人以外の他の者(連帯保証人等)のみの訂正が必要です。この場合本人欄の他の項目は記入しないでください。※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は全項目への記入が必要です。			
		氏名	姓		名								郵便番号・住所・電話番号・携帯電話番号			
		訂正(変更)事由														
		住民票に記載の国内住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-	
		フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	勤務先名	※無職の場合、記入不要		
		氏名	姓		名	続柄		続柄コード					勤務先TEL	-	-	
		訂正(変更)事由	※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者1欄へも記入してください。													
		住民票に記載の国内住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-	
フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	勤務先名	※無職の場合、記入不要				
氏名	姓		名	続柄		続柄コード					勤務先TEL	-	-			
訂正(変更)事由	※父母は選任できません。選任条件を確認してください(この用紙の裏面に記載)。															
本人以外の国内連絡先	国内の現住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-		
フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	※奨学生本人以外でなければなりません。※国内に居住する人でなければなりません。					
氏名	姓		名	続柄		続柄コード					※奨学生本人以外でなければなりません。※国内に居住する人でなければなりません。					
訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと															
親権者1	国内の現住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-		
フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者1に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者1欄に記入してください。					
氏名	姓		名	続柄		続柄コード					※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者1に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者1欄に記入してください。					
訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと															
親権者2	国内の現住所	〒	-	都道府県								電話番号	-	-		
フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年		月		日	※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者2に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者2欄に記入してください。					
氏名	姓		名	続柄		続柄コード					※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者2に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者2欄に記入してください。					
訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと															

← 奨学生本人欄
記入必須

「ない奨学生本人欄」の記入は必須です。奨学生「日本人」の「印字内容に番号訂正(変更)がない」

※氏名欄にアルファベットを記入することはできません。カタカナ表記で記入してください。
※この届出用紙を使用して記入・作成後はご自身で写し(コピー)を保管してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

[様式7-裏]

本様式について

- (1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、印字された事項を訂正(変更)する場合にのみ使用します。次の場合には使用できませんのでご注意ください。
- (2) 「返還誓約書」の署名・押印のみの訂正
⇒この様式の提出は必要ありません。
- (3) 「返還誓約書」の奨学生本人の氏名・性別・生年月日の訂正
⇒別途手続きが必要です。機構へ連絡してください。
- (4) この様式の記入に、鉛筆、消せるボールペンは使用できません。
- (5) 記入を誤った場合は、二重線で消し余白に記入してください。訂正印は不要です。紙貼りや修正液による訂正も可です。

印字内容の訂正方法について

「返還誓約書」の印字内容の主な訂正方法は以下のとおりです。

訂正(変更)内容	訂正方法
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を記入。変更する人物の欄は全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、当該人物の署名押印欄に正しい(訂正後の)氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を記入。訂正する人物の欄は全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印(奨学生本人、親権者、本人以外の連絡先は押印不要)。この様式の本人欄及び印字されていない部分があった人物の欄を記入。追加する人物の欄は全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印。ただし、奨学生本人、親権者、本人以外の連絡先(機関保証)は訂正印不要)の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を記入。ただし、本人の氏名、フリガナ、生年月日の訂正は別途手続きが必要。

続柄コード

※「続柄」欄には奨学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字(3桁)を

--	--	--

 に記入してください。

続柄	コード	続柄	コード	続柄	コード	続柄	コード
父	111	甥	435	兄弟(未成年後見人)	322	その他 (4親等以内・未成年後見人)	444
母	211	姪	437	姉妹(未成年後見人)	324		
兄弟	321	いとこ	441	祖父(未成年後見人)	422		
姉妹	323	子	411	祖母(未成年後見人)	424	その他 (知人等・未成年後見人)	492
祖父	421	その他 (4親等以内)	443	おじ(未成年後見人)	432		
祖母	423	その他 (知人等)※	491	おば(未成年後見人)	434		
おじ	431						
おば	433						

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いとなりますので、「義父」「離婚した父」等と記入したうえで、コード「491」と記入してください。

選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
<ul style="list-style-type: none"> ①奨学生が未成年者の場合は、親権者(親権者がいない場合は未成年後見人) ②奨学生が成年者の場合は、父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ①父母以外の人 ②奨学生及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4親等以内の親族(※) ⑤届出日時点で65歳未満の人(※)
連帯保証人・保証人共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①奨学生の配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

(※)代替要件

連帯保証人については「4親等以内の親族」(前記条件②)、保証人については「4親等以内の親族」(前記条件④)の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により連帯保証人については貸与予定総額の返還を、保証人については貸与予定総額の3分の1の返還を、確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。

※保証人には、「分別の利益」等が適用されます(連帯保証人には適用されません)。なお、保証人について「届出日時点で65歳未満の人」(前記条件⑤)の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、本人が署名、及び連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。